

2020年度啓発活動推進事業要綱

- 1 目的 食品、食生活その他食に関し、国民一般向けに行う講演会等において、名誉フードスペシャリストを招請する場合、その費用を協会が分担し、国民の食に対する正しい理解を深め、国民の健康で豊かな食生活の確保に寄与。
- 2 対象事業 国民一般向け（聴衆の主体が大学教員や大学院生・学生で占められるような学術的色彩の濃い事業、あるいは専ら医療上の視点から栄養問題を取り上げる事業ではない）講演会、シンポジウム、講習会に相当する事業。
- 3 助成件数 予算の範囲内で、応募企画の成熟度等を勘案して採択。
- 4 対象費用 名誉フードスペシャリスト招請に要する費用全般。
- 5 応募資格 教育機関・団体をはじめ本事業を適正に実施できる者。
- 6 応募期限 2020年12月31日まで。
- 7 応募書類 2020年度啓発活動推進事業申請書（別記様式1）。
- 8 審査 学識経験者からなる審査会で審査。
- 9 事業の実施 開催に使用するパンフレット等において、当協会の後援等を明示。
- 10 報告 事務局が求める様式に沿って報告（別記様式2）。
- 11 提出期限 報告は事業実施後2ヶ月以内。

注：名誉フードスペシャリストとは、

食に関する専門的、総合的知識と技術を有し食品産業発展に貢献した者、並びに、食について明確なる情報を提供することにより国民の食生活の向上に顕著な功績をあげた者（詳細については、公益社団法人日本フードスペシャリスト協会表彰状授与規程）。